

燕市告示第192号

燕市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年燕市条例第169号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

燕市長 佐 野 大 輔

賦課対象区域

（燕地区）

南八丁目、殿島一丁目、秋葉町四丁目、水道町四丁目、小高、佐渡、八王寺、大曲の各一部（別添図面に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

（吉田地区）

吉田西太田、吉田下中野、吉田法花堂、吉田春日町、吉田曙町、吉田吉栄、吉田下町、吉田大保町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町三丁目、吉田東栄町の各一部（別添図面に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

（分水地区）

地藏堂本町一丁目、分水桜町一丁目、分水桜町二丁目、上諏訪、中諏訪、下諏訪、分水大武三丁目、分水旭町四丁目、分水旭町五丁目、分水東学校町、長辰、野中才の各一部（別添図面に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）